

第 4 次 発展・強化計画

～ 市民参加による地域福祉活動
の支援と推進を目指して ～

計画期間

令和 8 (2026) 年度

～ 令和 12 (2030) 年度

令和 8 (2026) 年 3 月

社会福祉法人

茅ヶ崎市社会福祉協議会

市民参加による地域福祉活動の支援と推進を目指して

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会は、昭和54（1979）年2月に法人化し、一人ひとりがいきいきと暮らせる福祉のまちを目指して茅ヶ崎市における地域福祉の推進に努め、地域の福祉課題や制度のはざ間にある課題につきまして、地域住民の皆さまをはじめ、行政・関係機関・組織・団体との協働により解決に取り組んでまいりました。

今日の社会は、少子高齢化、核家族化が進展し単身世帯の増加、価値観の多様化などを背景に、福祉へのニーズは複雑・多様化しており、地域福祉の役割もより一層大きくなっています。国は「地域共生社会」の実現を目指しており、社会福祉協議会には包括的な支援体制を構築する上での「協働の中核」を担うことが求められています。

平成31（2019）年に策定した第3次発展・強化計画の計画期間中は、令和2年の社会福祉法改正や新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や働き方の変化等により、地域福祉、福祉活動の進め方も大きく変わりました。それを踏まえ、全国社会福祉協議会により「市区町村社協経営指針」や「社会福祉協議会基本要項2025」等の改定が行われています。また、「みんながつながるちがさきの地域福祉プラン」と計画期間を合わせるため、第3次発展・強化計画は2年間延伸を行い、職員の共通理解として「地域主義（原点は「地域」、そこに暮らす「市民」）～すべての起点は地域のために～」を掲げて重点課題について取り組んでまいりました。

この度、2年間の延伸も含めた振り返りを行い、「みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3」の推進に向け、新たな課題等を踏まえた「第4次発展・強化計画」を策定し、地域福祉プランの実効性を担保するための経営戦略計画として引き続き、その解決に向けた取り組みを明らかにすることといたしました。

本会といたしましては、事業における効果的・効率的な取り組みをより一層進め、自主財源の確保を図り、さらには、本会職員の資質の向上を目指し、役職員一同努力してまいります。

最後に、本計画策定にあたりましては、本会理事・評議員及び行政職員の計12名で構成する発展・強化計画推進委員会で御審議をいただき策定に至りました。推進委員会委員の皆様には、貴重な御意見や御提言をいただき、心より感謝申し上げます。

今後とも広く皆様の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8（2026）年3月

社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会
会長 水島 静夫

茅ヶ崎市社会福祉協議会 発展・強化計画 目次

市民参加による地域福祉活動の支援と推進を目指して

	ページ
はじめに	1
計画策定の趣旨	1
計画の位置づけ	2
計画期間	2
進行管理	2
発展・強化計画の体系	3
1 市社協の使命	5
2 市社協の理念	5
3 市社協が目指す基本方向（ビジョン）	6
4 課題と解決に向けた取り組み（目標）	7
1 地域福祉課題解決に向けた相談支援体制強化 【課題を把握】	8
2 地域の基盤づくりのための連携強化 【課題の受け止め・共有】	9
3 はぎ間の課題に対する支援体制の強化 【つながり・連携】	10
4 必要な人に必要なサービスが届く体制づくり 【解決に向けて・支える】	11
5 社会の変化に対応できる市社協組織の強化・活動財源の確保	12
5 資料編	14
1 みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3 基本理念・3つの基本目標	15
2 前期計画の振り返り	16
3 茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会設置要綱	23
4 茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会委員名簿	25

はじめに

計画策定の趣旨

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン（茅ヶ崎市地域福祉計画・茅ヶ崎市地域福祉活動計画）」（以下「地域福祉プラン」という。）の実効性を担保すると同時に、市社協の組織強化を図ることを目指す経営戦略計画として茅ヶ崎市社会福祉協議会発展・強化計画（以下、「発展・強化計画」という。）を、策定し、共通課題の解決に向けて取り組みを進めてきました。

令和 8 年度からはじまる「地域福祉プラン 3」のさらなる進捗を図る一方、地域福祉を取り巻く社会状況が変化する中で、国は「地域共生社会」の実現を目指しており、社会福祉協議会には包括的な支援体制を構築する上での「協働の中核」を担うことが求められています。

また、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下、「全社協」という。）は、令和 2 年 7 月に「市区町村社協経営指針」（平成 15 年 3 月作成、平成 17 年 3 月 1 次改定）の改定を行い、令和 2 年の社会福祉法改正や新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や働き方の変化を踏まえた第 2 次改訂版を取りまとめました。そこで市区町村社協の使命や経営理念等も改定が行われています。さらに、令和 7 年 3 月に社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針「社会福祉協議会基本要項 2025」（以下、「基本要項」という。）を策定しました。基本要項で、これからの社協に求められる役割として、次の①～④が記載されています。

- ①その人らしい暮らしを地域で支える
- ②住民主体の地域づくり
- ③協議体としての機能を地域福祉に活かす
- ④地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ

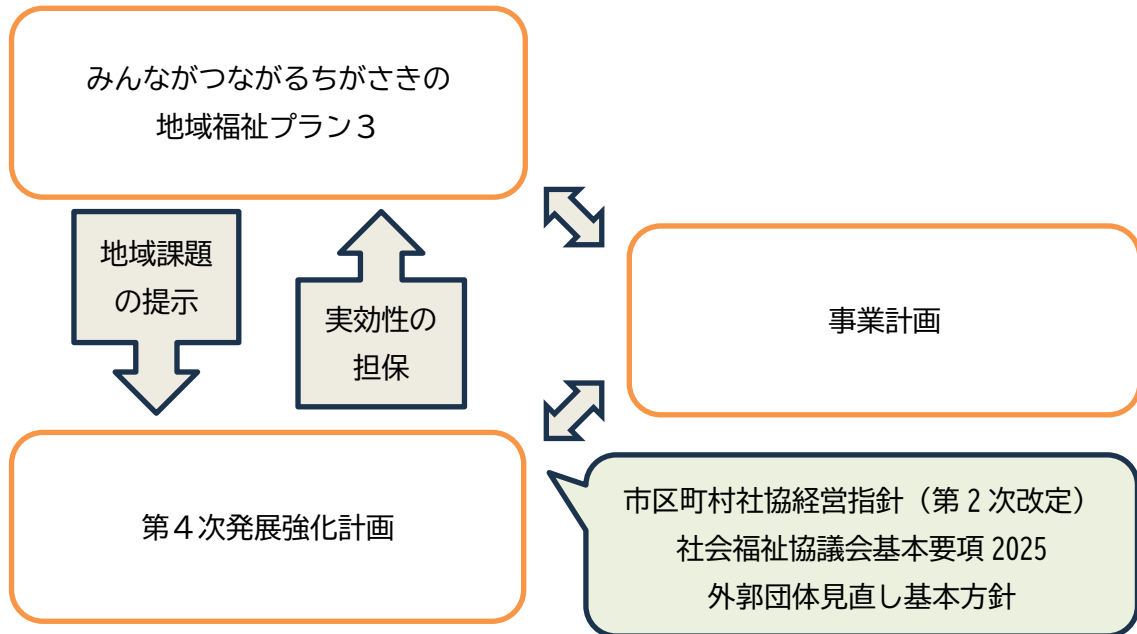
市社協においても、今日の地域福祉施策の動向を踏まえつつ、地域社会の変化と多様化・複雑化する福祉課題・生活課題の対応に向け、地域のつながりの再構築に向けた活動を強化し、進めていく必要があります。

また、茅ヶ崎市が定めた「外郭団体見直し基本方針（改訂版）令和 3 年 12 月」により、市の外郭団体と位置付けられている市社協も社会情勢に応じ、求められる役割を適切に果たすことが今まで以上に求められています。

それらを踏まえ、取り組むべき地域課題への対応や市社協の組織体制・財務体質等の一層の強化を図るため、新たに第 4 次発展・強化計画を策定することとしました。

計画の位置づけ

この計画は、市社協の経営戦略計画として策定し、合わせて「地域福祉プラン」の推進、並びに実効性を担保するものとします。



計画期間

みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3と同じく、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

進行管理

進行管理については、各年度の事業報告をもとに、課題の整理・振り返り作業を行います。その上で、発展・強化計画推進委員会に報告し、ご意見をいただきつつ取り組みに活かします。

発展・強化計画の体系

市社協の使命

市民参加による地域福祉活動の支援と推進

～ネットワークづくりを基本にしたコミュニティワーク～

地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進すること

市社協の理念

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

市社協が目指す方向性（ビジョン）

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 福祉コミュニティづくり
- (3) 市民にわかりやすい情報提供の充実
- (4) 財政運営の適正化
- (5) 組織経営体制の改善



No.	課 題 【キーワード】	解決に向けた取り組み（目標）
1	地域福祉課題解決に向けた 相談支援体制強化 【課題を把握】	①ネットワーク会議の安定的開催
		②C SW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の機能強化
		③組織対応力能力の向上
2	地域の基盤づくりのための 連携強化 【課題の受け止め・共有】	①地域課題の理解促進の取組み
		②広報の戦略的展開
		③ボランティア・地域福祉活動者の育成
3	はざ間の課題に対する支援 体制の強化 【つながり・連携】	①コーディネート力の向上
		②事務局内連携の確立
4	必要な人に必要なサービス が届く体制づくり 【解決に向けて・支える】	①権利擁護の推進
		②身寄りのない高齢者等への対応の検討
		③安定的なサービスの提供
5	1 社会の変化に対応できる 市社協組織の強化	①ア 地域のつながりを意識した職員育成に向けた研修の実施
		①イ 人事評価制度の導入
		②柔軟な働き方の検討
	2 活動財源の確保	③ICT（情報通信技術）の活用
		①市社協活動の理解を進める広報
	②会費、寄附、募金等の新たな採納手法の検討と導入	

1 市社協の使命

市社協の使命は、『市民参加による地域福祉活動の支援と推進（＝ネットワークづくりを基本にしたコミュニティワーク）』とします。

全社協の市区町村社協経営指針（第2次改定 令和2年7月）（以下、「経営指針」という）では、市区町村社協の使命は「地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進すること」としています。

これを踏まえ、市社協の使命は前期計画と同様とします。

2 市社協の理念

市社協の使命を達成するための理念は、経営指針に準ずることとし、理念に従って必要な事業を実施します。

- (1) 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- (2) 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- (3) 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- (4) 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- (5) 持続可能で責任ある自律した組織経営

- (1) 地域住民を主体とした『ともに生きる豊かな地域社会』の実現

地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、NPO、企業等の地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の地域社会を実現することです。

市区町村社協は、「連携・協働の場」（プラットフォーム）の役割を十分に発揮し、地域のあらゆる関係者の参加と協働のもとに、地域住民の立場に立って地域生活課題を共有しながら、地域住民が主体的に地域生活課題について考え、できるだけ身近な地域の中でそれを解決できる体制や仕組みをつくっていくことが求められます。

- (2) 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるように、支援を必要とする者の生活状況や思いを把握するとともに、潜在化しがちな狭間にあるニーズもくみ取った福祉サービスを実現することです。

- (3) 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
複合化・多様化した地域生活課題を総合的に受け止め、地域住民の主

体的な取り組みと、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、権利擁護、多文化共生、防犯・防災等の幅広い関係者が協働する支援体制を整備することです。包括的な支援体制の整備においては、協働の中核を担う機能が必要とされており、市区町村社協は、これまで以上に地域福祉の推進役としてその中核を担うことが求められます。

(4) 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出

制度の狭間にある課題も含めて常に事業展開を通じて地域生活課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発、必要となるネットワーク構築に継続的に挑戦することです。特に、ダブルケア、8050 問題、子どもの貧困、虐待問題、性的指向により生きづらさを抱える人たちへの対応、依存症の課題、ひきこもり、コロナ禍での新たな地域生活課題等、社会的孤立・孤独を共通の背景とし、いわば制度の狭間にある課題に取り組むことが求められます。

(5) 持続可能で責任ある自律した組織経営

変化の激しい時代環境の中で、地域社会に責任をもって貢献していくために、組織の理念、目的、目標、体制、規範を整え、持続可能な経営をしていくことです。

3 市社協が目指す基本方向（ビジョン）

市社協の使命・理念を達成する基本的な方向性を、前期計画と同様とします。

(1) 地域福祉の推進

「私たちは、一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」という地域福祉活動計画の理念のもと、各種施策を展開します。

(2) 福祉コミュニティづくり

地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、NPO、企業等の地域のあらゆる団体・組織、様々な活動主体との連携・協働を図ります。

(3) 市民にわかりやすい情報提供の充実

透明性の高い経営観点から、個人情報保護に十分に配慮し、経営・事業情報などを市民に分かりやすく提供します。

(4) 財政運営の適正化

効率的な事業実施の推進と事務事業の見直し・点検による事業費の抑制を図るとともに、適正な資金運用を行います。

(5) 組織経営体制の改善

業務の迅速化・効率化、業務体制の再編など現状にとらわれず、効率よく市民ニーズに対応できる組織に改編します。

4 課題と解決に向けた取り組み（目標）

ここでは市社協のあるべき姿とそれに向けた課題を1～5とし、それに対する解決に向けた取り組み（目標）を記載しています。

課題1～4の【 】をキーワードとし、課題5でそれらの解決に向けた推進のための体制強化を行います。

課題

- 1 地域福祉課題解決に向けた相談支援体制強化 【課題を把握】
- 2 地域の基盤づくりのための連携強化 【課題の受け止め・共有】
- 3 はぎ間の課題に対する支援体制の強化 【つながり・連携】
- 4 必要な人に必要なサービスが届く体制づくり 【解決に向けて・支える】
- 5 -1 社会の変化に対応できる市社協組織の強化
-2 活動財源の確保

市社協が、1 【課題を把握】し、地域の方や多様な主体と
2 【課題の受け止め・共有】を行い、
3 【つながり・連携】を構築強化し、
4 【解決に向けて・支える】ことで、一人ひとりを尊重し、いきいきと心豊かに暮らせるまちづくりにつながると考えます。

そして、限られたマンパワー、財源等の中で、市社協が1～4の取り組みを実現していくために、5-1、2により市社協の体制強化を進めます。

具体的な取り組みについては、各年度の事業計画に反映させます。

1 地域福祉課題解決に向けた相談支援体制強化 【課題を把握】

孤立やひきこもりなど、制度の隙間にある「見えにくい生活課題」を住民・関係機関と協働して把握するアウトリーチ体制を構築します。

取組み

① 地区支援ネットワーク会議の安定的開催

分野横断的な課題を共有・検討する場として、各地区で毎月1回の開催を目標とします。現状の11地区が毎月、2地区が隔月の開催を維持し、他の会議体等での情報共有・連携を深め、地区での課題を受け止める体制を強化します。

② CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の機能強化

地区担当職員がより積極的に地域へ出向けるよう、後述5-1のICT（情報通信技術）やAI（人工知能）等の活用による事務の効率化や継続的な業務分担の見直しを行います。

③ 組織的対応能力の向上

地域支援における組織対応能力向上のため、事務局内研修として事例検討やスーパービジョン（ソーシャル・ワーカーの資質向上のため、熟練した指導者（スーパーバイザー）が示唆や助言を与えながら行う教育）を実施します。また、全社協・県社協等の外部での研修も活用し、経験の浅い職員へのサポート体制を整えます。

また、地域支援における記録の内容・項目等についても、共有・報告等に活用しやすいように検討し、修正を行います。

取組み	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
① ネットワーク会議の安定的開催	年間144回	年間144回	年間144回	年間144回	年間144回
② CSWの機能強化	事務の効率化 業務分担の見直し	効率化・見直しの結果の反映			
③ 組織的対応能力の向上	事務局内研修の内容検討・実施 記録等の内容検討・修正	検討結果の反映			

2 地域の基盤づくりのための連携強化 【課題の受け止め・共有】

地域活動を支える担い手確保・継続について課題があります。まず、複合化・複雑化する地域課題について自分事として知っていただく必要があります。また、地域財産（資源・人的財産）を発掘・育成するとともに、多様な主体と共有・連携することで地域力を高めます。

取組み

① 地域課題の理解促進の取組み

多様性理解推進の取組みや様々な当事者団体等関係機関との交流・発信を通じて地域課題の理解促進を行います。

② 広報の戦略的展開

広報紙、チラシ、ホームページ、LINE、YouTube、Instagram など多様な手法を活用し、伝えたい相手に合わせた「活動の見える化」を推進します。

多様な手法の活用に向けた職員の研修を行います。

③ ボランティア・地域福祉活動者の育成

誰もが暮らしやすいまちづくりを維持・推進していくために、その担い手としての新規ボランティア登録者数を毎年 143 人とするを旨とし、養成講座や情報提供を強化します。

また、ボランティア、地域福祉活動が安定的に進められるように、その取り組みの中核となる担い手の育成に取り組みます。

取組み	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
①地域課題の理解促進の取組み	理解促進講座・交流会の開催	▶			
②広報の戦略的展開	広報手法の検討・研修と活用	▶			
③ボランティア・地域福祉活動者の育成	講座の開催 担い手育成委員会 の開催	▶			

3 はぎ間の課題に対する支援体制の強化 【つながり・連携】

専門職と住民が連携し、地区ごとの特色に応じた支援ネットワークを構築します。

① コーディネート力の向上

職員が地域課題に対して適切な助言や支援を行えるよう、人材育成基本方針に基づく研修を強化します。後述5-①人材育成基本方針に基づく体制整備において実施します。

② 事務局内連携の確立

複合的課題に組織一丸で対応するため、職員会議等を通じた情報の共有と話し合いの場を確保します。

取組み	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
① コーディネート力の向上	職員研修（内部・外部）				
② 事務局内連携の確立	使命の定期的な確認 情報共有の体制整備と実施				

5-1 社会の変化に対応できる市社協組織の強化

持続可能な運営のため、人的・組織的・財政的基盤を強化します。

① 人材育成基本方針に基づく体制整備

ア 地域のつながりを意識した職員育成に向けた研修の実施

前述1-②CSWの機能強化、③組織的対応能力の向上、2-② 広報の戦略的展開、3-①コーディネータ力の向上を進めるにあたり、市社協組織全体として、計画的な職員の確保、定着、研修を進めます。

イ 人事評価制度の導入

職員のモチベーション向上と役割の明確化を図るため、令和8-9年度に検討・試行し、令和10年度からの本格導入を目指します。

② 柔軟な働き方の検討

土日・夜間勤務等の負担軽減のため、フレックスタイム制の導入や事務分担の整理を検討します。

③ ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）の活用

生成AIによる資料作成、kintone等の業務アプリ作成ツールによる業務効率化、災害ボランティアセンターのマッチングなどを進めます。

取組み	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①ア 研修の実施	研修体制の再確認と実施 職員確保・定着も含む				
①イ 人事評価制度の導入	検討と試行	検討と試行	導入	導入後の検証	
②柔軟な働き方の検討	情報収集と導入に向けた検討				
③ICTの活用	勤怠管理、キントーンの導入 活用に向けた研修	導入後の検証			

5-2 活動財源の確保

市社協活動の理解を進める広報を進め、会費や寄附の新規開拓に加え、広告や社会福祉基金の効果的な運用等、多様な手法で財源確保に努めます。

また、限られた予算を有効に活用するために、業務の精査によりコスト削減に努め、適正な予算執行を行います。

① 市社協活動の理解を進める広報

会費、寄附、広告収入の安定的確保に資する、市社協活動の理解を進める広報として、社協ちがさき、ホームページ、LINE 配信を実施し、新たな支援者増に向けた広報活動を強化します。

② 新たな採納手法の検討と導入

会費、寄附、募金等の安定的確保のため、寄附採納増に向けた新たな採納手法の導入について検討し、ホームページ・LINE による周知を行います。

取組み	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①市社協活動の理解を進める広報	広報内容の検討と実施	→			
②会費、寄附、募金等の新たな採納手法の検討と導入	情報収集と検討、試行	採納手法の導入	→		

5 資料編

資料1

みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3

「第5期茅ヶ崎市地域福祉計画」と「第7次茅ヶ崎市地域福祉活動計画」の愛称で、社会福祉法第107条の規定に基づき茅ヶ崎市が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉法第109条に規定されている「市町村社会福祉協議会」である社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。また、社会状況の変化により複雑化・複合化する地域の生活課題に対応するため、「第2期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画」・「第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」・「第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画」「再犯防止推進計画」を包含する計画です。

●基本理念

一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります

●3つの基本目標と目標達成のための取り組みの方向性

○基本目標1 つながる

地域に、様々な人と出会い、互いに認め合う関係が生まれる場をつくります。

○取り組みの方向性

- ①多様性の理解促進
- ②出会い・つながりづくり
- ③つながりの継続

○基本目標2 活動する

それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。

○取り組みの方向性

- ①地域活動の活性化につながる情報発信
- ②地域とつながる人を増やす 多様な参加の機会づくり

○基本目標3 支え合う

誰もが安心して暮らせる地域になるよう、みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくります。

○取り組みの方向性

- ①本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実
- ②地域の課題に地域で取り組むことができる 体制の拡充・強化
- ③地域で暮らし続けることを可能とする 仕組みづくり

資料2

第3次発展・強化計画の振り返り

1 第3次発展・強化計画の計画期間の状況

第3次発展・強化計画は、平成31(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間を計画期間として策定されました。本計画は、茅ヶ崎市とともに推進する「地域福祉プラン」の実効性を担保するための経営戦略計画としての性質を持っています。

発展・強化計画では、次の5つの主要課題を掲げ、市社協のあるべき姿に向けた取り組みを進めてきました。

- 1 地域福祉課題解決に向けた相談支援体制強化 【課題を把握】
- 2 地域の基盤づくりのための連携強化 【課題の受け止め・共有】
- 3 はぎ間の課題に対する支援体制の強化 【つながり・連携】
- 4 必要な人に必要なサービスが届く体制づくり 【解決に向けて・支える】
- 5 -1 社会の変化に対応できる市社協組織の強化
-2 活動財源の確保

この間、令和3年3月に「地域福祉プラン2」に改定され、新たな目標に向けた更なる取り組みを進めています。地域福祉を取り巻く社会状況が変化する中で、国は社会福祉法の改正をはじめとして「地域共生社会」の実現を目指しており、社会福祉協議会には包括的な支援体制を構築する上での「協働の中核」を担うことが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や働き方の変化、コロナ特例貸付での経験も踏まえながら、取り組むべき地域課題への対応や市社協の組織体制・財務体質等の一層の強化を図ることが求められてきました。

2 第3次発展・強化計画の振り返りと今後の方向性

本計画の進捗管理は委員会で行ってまいりました。計画最終年度である令和5年度に行われた振り返りでは、以下の成果と課題・今後の方向性について整理しました。

① 課題1 地域福祉課題解決に向けた相談支援体制の強化

市社協は、孤立やひきこもりといった「見えにくい生活課題」に対応するため、職員が地域に出向くアウトリーチ体制の構築を目指してきました。具体的には、地区担当職員がコミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW)として機能することを目指し、令和3年度からはコーディネーター配置事業を全地区に整備しました。

(振り返り)

令和3年10月に全職員地区担当制を地域福祉担当へ集約し、効率化を図りましたが、依然として他業務との兼務による時間確保が課題となっています。また、体制整備の結果、事務局内での縦割りが進んでしまい、市社協全体での情報共有が困難になるという弊害も生じています。

(今後の方向性)

地区担当制の在り方を再検討し、業務の効率化と集約化を進めます。また、事例検討やスーパービジョンを通じて組織的な対応能力を高め、職員が地域支援を重視する意識を醸成することに注力します。

② 課題2 地域の基盤づくりのための連携強化

地域の財産を発掘し、広報紙や SNS (LINE、YouTube 等) を活用して発信することで、地域住民や多様な主体との連携・協働を促進してきました。

(振り返り)

令和3年のホームページリニューアルや「Jobcra 茅ヶ崎」の発刊など、具体的な成果が得られました。一方で、情報発信における担当者のスキルアップや、災害時を見据えた迅速な対応環境の整備が依然として必要とされています。

(今後の方向性)

各媒体の強みを活かした情報発信方針を整理し、既存団体だけでなく新規団体や企業との連携も強化します。市社協が「つなぎ役」であることを全職員が再認識し、社会福祉法人の専門性を活かした福祉教育の推進など、公益的な取り組みを加速させます。

③ 課題3 はぎ間の課題に対する支援体制の強化

制度の枠組みに乗り切らない「はぎ間の課題」を解決するため、専門職と住民が連携するネットワークの構築が進められています。

(振り返り)

定例的な会議を通じて理念の再確認を行い、担当を超えた連携も見られました。しかし、職員が目の前の業務に追われ、市社協の使命やビジョンを見失いがちになることもあり、引き続き理念・方向性の共有が必要です。

(今後の方向性)

「人材育成基本方針」に基づき、業務の効率化と組織体制の強化を並行して行います。事務局全体での情報共有の時間を確保し、局内連携体制を確立することで、複合的な課題に迅速に対応できる体制を目指します。

④ 課題4 必要な人に必要なサービスが届く体制づくり

障害者ホームヘルプ事業やハンディキャブ運行などの直接支援を通じ、課題の可視化と支援の充実を図っています。

(振り返り)

担い手の募集や研修によるスキル向上に努めてきましたが、職員の精神的なケアも課題となり、令和5年度からはストレスチェック制度を導入しました。また、有料老人ホームと障害福祉施設のマッチングなど、新たな事業展開も見られました。

(今後の方向性)

安定したサービス提供を継続するため、職場環境の改善を図ります。研修を通じて職員一人ひとりが「アンテナ機能」を発揮できるよう育成し、利用者が地域とのつながりを持って生活できる支援を継続します。

⑤ 課題5-1 社会の変化に対応できる市社協組織の強化

市社協を多様な主体の参加による「協議体」として活性化させるとともに、事務局体制の専門分化を図ってきました。

(振り返り)

3担当制(総務・生活支援・地域福祉)の導入により専門性の業務特化を図りましたが、少ない職員数の中で異動が計画的に行えない状況があります。また、人材育成基本方針の理念が十分に浸透していない現状もあります。災害対応については、BCP(事業継続計画)の策定やマニュアル改定が進みました。

(今後の方向性)

事務局長を進行責任者として人材育成を強化し、事務局次長の複数配置など組織の自律性を高める見直しを行います。また、事業評価を徹底し、社会的な役割を終えた事業の廃止を含めた「不断の取組み」を進めます。

課題5-2 活動財源の確保

自主財源(会費、寄附金、自動販売機設置等)の確保と、公費補助の獲得に努めています。

(振り返り)

ホームページへの広告掲載開始などの工夫は見られましたが、その他の取組みについても強化が求められます。職員の財源・予算に対する理解度を高めて、事業を立案・推進することが必要です。

(今後の方向性)

「地域福祉の最後の砦」としての自覚を持ち、「協力したくなる社協」への転換を目指して広報を強化します。車両広告の検討や基金の運用など、新たな財源確保に努めるとともに、予算編成段階から担当者が深く関与することで予算意識を高めます。

3 期間延伸（令和6・7年度）と「重点課題」の推進

次期「地域福祉プラン3」（令和8年度開始）と期間を合わせるため、本計画は2年間延伸されました。この延伸期間において、前述の振り返りで明確になった課題を解決するために設定されたのが、次の「重点課題」です。

職員の共通理解として「地域主義（原点は「地域」、そこに暮らす「市民」）～すべての起点は地域のために～」を掲げて進めてきました。

① 重点課題1 地域福祉課題解決に向けた相談支援体制強化

○地域支援重視の職員意識の醸成

○地域のつながり強化

本課題では、職員が地域支援を自らの重要な役割として認識し、潜在的な生活課題を把握するための体制構築が進められました。

(振り返り)

職員会議において「地域状況シート」等の配布と定期的な共有を行うことで、職員が日々の業務の中で地域支援に意識を向ける機会を一定程度確保できました。個別支援の場面においても、各地区担当が関係機関と連携し、情報の共有や支援方針の調整を丁寧に行っています。また、グループウェアの刷新(サイボーズ Office の導入)により、事務局内での情報共有のスピードと利便性が向上しました。

(今後の方向性)

地域情報の共有については、目的や方法の整理が十分でないため、職員間での意識のばらつきが見られます。また、経験の浅い職員が増えている現状に対し、組織的な事例検討(グループスーパービジョン)や体系的な研修が不足しています。今後は、「地域支援を意識して業務に当たれる職員の育成」を柱に据えます。具体的には、外部講師によるスーパービズが得られる研修の導入や、令和8年度に向けた新たな地区担当制のあり方を整理します。また、柔軟な勤務制度(フレックスタイム制等)を検討し、職員がより地域に出向きやすい環境を整備します。

② 重点課題2 地域の基盤づくりのための連携強化

○市社協が実践する活動の見える化

社協の活動を市民に分かりやすく伝え、協力の輪を広げる「見える化」の取り組みです。

(振り返り)

広報紙「社協ちがさき」の定期発行に加え、LINE やホームページを活用したボランティア募集情報の提供が行われました。また、多様性講座や不登校に関する交流会を開催し、地域での理解促進と新たなつながり創出のきっかけを提供しています。

(今後の方向性)

広報ツールの有効活用において、ターゲット層（年齢層等）に応じた使い分けや整理が不足しています。特にホームページの更新作業が一部の職員に依存しており、属人化の解消と更新作業の簡略化が急務です。 今後は、「情報の目的に合わせた効率的な広報」を目指します。各ツールの利点を整理し、担当外の職員でも情報発信ができるよう事務局内の体制を再構築するとともに、ICT 活用による業務負担軽減を継続します。

③ 重点課題3 はざまの課題に対する支援体制の強化

○「人材育成基本方針」の浸透とその実践

制度の隙間にある課題への対応力向上と、必要な人にサービスを確実に届けるための取り組みです。

(振り返り)

「人材育成基本方針」に基づき、定期的な内部研修や外部研修への参加が進められました。地区支援ネットワーク会議等の実践を通じ、現場でのコーディネート力も培われています。権利擁護の面では、市民後見人養成講座やフォローアップ研修により、専門的な視点を持つ支援者の育成が行われました。また、虐待防止委員会の設置や、メンター制度の導入、産業医面談など、支援を担う職員のサポート体制も強化されました。

(今後の方向性)

職員の退職が相次いだことで、計画的な研修や担当替えが困難となり、人材育成方針の浸透が不十分な側面があります。また、成年後見制度について法改正への対応だけでなく、「身寄りのない高齢者への支援」といった新たな社会的課題への対応が急務となっています。 今後は、職員面談を活用して本人のやりがいと適性を見極め、定期的・計画的な配置換えを行います。臨時・嘱託職員を含む全職員が個別支援の場面で「地域とのつながり」を意識できるよう教育を徹底し、人事評価制度の導入検討を含めた、職員が安心して働ける環境づくりを推進します。

④ 重点課題4 必要な人に必要なサービスが届く体制づくり

○必要な人に必要なサービスが届く体制づくり

権利擁護や、制度の隙間にある新たな生活課題への対応力を強化します。

(振り返り)

市民後見人の養成やメンター制度の導入、虐待防止委員会の設置など、支援体制と職員の健康管理の両面を進めました。成年後見制度の法改正への対応に加え、「身寄りのない高齢者」への支援（入院手続きや死後事務等）という新たな課題への検討が急務です。

(今後の方向性)

全職員が個別支援の場面でも「地域とのつながり」を意識できるよう教育を徹底し、新たな社会的ニーズに柔軟に対応できる組織体制を整備します。

⑤ 重点課題5—1 社会の変化に対応できる市社協組織の強化

○事務局体制の強化

○新規会員の確保

○災害対応力の強化

持続可能な組織運営のための体制整備と、災害時の即応力の強化です。

(振り返り)

正規職員の定着支援としてメンター制度を導入し、先輩職員が直接業務以外もフォローする体制を整えました。災害対応では、能登半島地震への職員派遣で得た知見を活かし、災害ボランティアセンターの訓練において kintone 等の ICT を活用したマッチングを試行しました。法人全体としての BCP（事業継続計画）の策定も完了しています。

(今後の方向性)

正規職員が 14 名と少ない中、退職による業務への影響が極めて大きく、管理職がマネジメントに専念できない状況があります。また、地区担当職員の夜間や土日の業務負担の整理も課題です。 今後は、「全職員が共通して対応できる体制」の構築を目指します。BCP の浸透と継続的な訓練を行い、ICT 活用スキルを全職員の共通技能として定着させます。また、防災協定機関や連携企業への会員入会依頼を強化し、組織の支持基盤を拡大します。

課題5—2 活動財源の確保

○自主財源の確保

安定した地域福祉活動を支えるための財務基盤の強化です。

(振り返り)

社会福祉基金の運用において、利率の高い債券への買い替えを適宜行い、運用益を確保しました。広報紙への広告掲載や、共同募金受配車両への広告掲載に向けた調整など、新たな収益源の確保に努めています。会費や寄付についても、一定の新規開拓がなされました。

（今後の方向性）

新規の協力者が得られる一方で退会者もあり、大幅な増収を見込むことは難しい状況です。今後は、既存の協力者に継続して支援いただけるような関係構築に注力しつつ、「新規協力者の着実な増加」を目標とします。予算の有効活用のため、適正な執行と必要経費の精査を徹底し、職員研修を通じて全職員が経営意識（予算・決算の理解）を持って業務に当たれるよう教育を継続します。

資料3

茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置・運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 茅ヶ崎市社会福祉協議会発展・強化計画（以下「計画」という。）を推進するため、茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会を設置する。

(協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の具体的な実施方法に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他、茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）会長が必要と認める事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の委員12名をもって構成し、市社協会長が委嘱する。

- (1) 市社協第1種会員（社会福祉法人として社会福祉事業を経営する者又はその施設）理事又は評議員 1名
- (2) 市社協第2種会員（民生委員児童委員協議会の代表）理事 1名
- (3) 市社協第3種会員（地区社会福祉協議会連絡協議会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡会の各代表）理事 3名
- (4) 市社協第3種会員（身体障害者福祉協会及び子育て支援団体の各代表）理事又は評議員 2名
- (5) 市社協第4種会員（まちぢから協議会連絡会の代表）理事 1名
- (6) 市社協第5種会員（社会福祉事業についての学識経験を有する者又はその者の参画により協議会運営の円滑な遂行が期待できる者）理事及び評議員 2名
- (7) 市社協常務理事 1名
- (8) 茅ヶ崎市福祉部地域福祉課長 1名

2 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選による。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会の会務を統括し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議等に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(設置期間及び委員の任期)

第8条 委員会の設置期間は平成22年6月1日から令和9年3月31日までとし、委員の任期は次の7期とする。ただし、再任を妨げない。

(1) 第1期：平成22年6月1日から平成25年3月31日まで

(2) 第2期：平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

(3) 第3期：平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 第4期：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 第5期：平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

(6) 第6期：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(7) 第7期：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2 委員に変更があった場合は、後任委員の任期は前任委員の残任期間とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市社協事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

資料4

茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会委員 委員名簿

委員構成	氏名(敬称略)	
市社協第1種会員 (社会福祉法人として社会福祉事業を営業者 又はその施設) 理事又は評議員	海野 太志	
市社協第2種会員 (民生委員児童委員協議会の代表) 理事	木下 操	委員長
市社協第3種会員 (地区社会福祉協議会連絡協議会の代表) 理事	川戸 茂	
同上 (老人クラブ連合会の代表) 理事	鶴岡 莞子	
同上 (ボランティア連絡会の代表) 理事	廣田 みつ子	
同上 (身体障害者福祉協会の代表) 理事又は評議員	高丸 やい子	
同上 (子育て支援団体の代表) 理事又は評議員	白仁田 ひさえ	
市社協第4種会員 (まちぢから協議会連絡会の代表) 理事	三觜 健一	
市社協第5種会員 (社会福祉事業について識見を有する者又はその 者の参画により協議会運営の円滑な遂行が期待で きる者) 理事	島村 俊夫	副委員長
同上 評議員	遊作 克己	
市社協常務理事	越野 明	
市福祉部地域福祉課長	瀧田 美穂	

(令和8年3月現在)

第4次発展・強化計画

社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会

〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町13番44号 さがみ農協ビル2階

TEL 0467-85-9650 FAX 0467-85-9651

Eメール eboshi@shakyo-chigasaki.or.jp

ホームページ <http://www.shakyo-chigasaki.or.jp>



ホームページQRコード

令和8年3月発行